

高松市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見および措置内容をそれぞれ同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成14年6月4日

高松市監査委員	花	崎	政	美
同	吉	田	正	己
同	二	川	浩	三
同	野	口		勉

平成14年度定期監査結果報告等について

第1 企画財政部および出納室

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成13年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
企 画 財 政 部	企 画 課 (水問題対策室) (行政改革推進室)	平成13年4月1 日から平成14年 3月31日までに 執行した事務およ び財務に関する事 務の執行	平成14年4月1日 から平成14年5月 13日まで
	財 政 課 納 税 課 市 民 税 課 資 産 税 課 管 財 課		
出	納 室		

## (2) 監査の方法

平成13年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

また、管財課所管の普通財産の管理状況等について現地監査を行った。

## (3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が認められる。

なお、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## (4) 今回の監査で指摘した事項

### ア 消防用設備等の定期点検を適正に実施すべきもの

消防用設備のうち消火器具、屋内消火栓設備および自動火災報知設備の定期点検は、消防法等で6月ごとに外観・機能点検を実施することとなっているが、職員住宅の消防用設備等点検結果報告書をみると消火器具、屋内消火栓設備および自動火災報知設備の外観・機能点検を年1回しか実施していないので、規定に基づき適正に点検されたい。

（管財課）

### イ 仕様書を作成し業者に提示すべきもの

土地調査測量業務を委託する際、業務内容、報告書類、契約期間等の事項について相手方に口頭で現場説明しているとのことであるが、仕様書を作成していないので、契約内容を明らかにするためにも、高松市契約規則第18条第2項の規定に基づき、仕様書を作成の上、相手方に提示されたい。

（管財課）

ウ 業者選定の際に業務遂行可能な業者を確認すべきもの

分煙機器保守点検業務委託契約については、「市内における唯一の代理店であり、他に保守点検が可能な業者が無い」ことを理由に一者随意契約としているが、実際には、市内には他にも代理店および保守点検可能業者があるので、業務遂行可能な業者の確認を徹底した上で見積徴取されたい。

( 出納室 )

エ 歳計現金の運用先決定決裁の預入期間を正確に記載すべきもの

歳計現金の運用先決定決裁に記載している預入期間の表示が、金融機関に依頼する利率等の引合提示依頼文に記載している預入期間の表示と異なっているので、同一の預入期間となるよう、正確に記載されたい。

( 出納室 )

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 普通財産貸付台帳を適正に調整すべきもの

(ア) 改善を要する事項

普通財産を貸し付けたときは、高松市公有財産事務取扱規則第27条の規定に基づき普通財産貸付台帳を調整することとなっているが、4月12日現在、同貸付台帳に平成13年度以降の貸付状況および連帯保証人の記載のないものが見受けられたので、適正に調整されたい。

(イ) 措置された内容

普通財産貸付台帳については、4月16日に記入し、調整を終えた。

( 管財課 )

イ 普通財産を適正に管理すべきもの

(ア) 改善を要する事項

現地監査を実施した普通財産のうち4月12日現在、古タイヤ、植木鉢等が投棄されている土地があったので、適切な処置をされたい。

(イ) 措置された内容

普通財産の敷地内に投棄されていたものは、古タイヤ1本を含め、5月10日に撤去した。

(管財課)

## 2 監査委員の意見

### (1) 普通財産の土地と隣地との境界の明確化について

普通財産のうち、隣地との境界を示す境界標を設置していないものがあるため、適正に対応されたい。

(管財課)

### (2) 売払いに要する経費の取扱いについて

普通財産を売払うに当たり、当該普通財産の予定価格を設定するために支出した不動産鑑定評価手数料が、売払金額を上回っている事例がある。今後、同様に売払いに要する経費が売払金額を上回るときは、売払いに要する経費を売払金額に含めることを条件とするなど費用対効果を考慮した上で、適切に処理されたい。

(管財課)

### (3) 一者随意契約とする理由の検討について

施設維持管理委託契約取扱通知では、契約に当たっては「原則として3業者以上の競争見積合せ」によるものと規定しているが、「業務の特殊性」を理由として、前年度に契約した業者と一者随意契約している事例が見受けられるため、一者随意契約とする業者選定理由の適正性について、定期的に検討されたい。

(管財課)

### (4) 適正な契約金額について

契約事務取扱通知では「予算額はあくまで上限であり、実際の契約は、予算額を下回るものとするよう」契約担当職員に求めているが、予算額または予定金額と契約金額が同額になっているものが見受けられる。

今後、見積合せに当たっては、適正な価格での契約を締結できるよう、業務内容の見直しや予算額を下回る予定金額の設定などの検討をされたい。

(管財課)

(5) 見積金額の内訳把握について

平成13年度予算執行指示事項では、「業務委託については、執行段階において、委託範囲、人員、日数、回数等を見直した上で、委託先の選定」等を行うよう通知しているが、実際には、見積書に人員、日数、回数等の内訳が記載されておらず「一式」金額を記載しただけのものが見受けられる。今後、市は見積書に記載された見積金額の内訳が確認できるよう、見積書には見積金額の内訳を記載のうえ提出させる旨を、見積業者に対し指導されたい。

(管財課)

## 第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

### 1 備品の表示をすべきもの

#### (1) 改善を要する事項

監査した備品のうち、フィルム、ビデオテープ、レーザーディスクおよび双眼鏡に備品の表示をしていないので、貸出用備品であるか否かにかかわらず、備品には当該物品を備品として識別できるよう表示をされたい。

#### (2) 措置された内容（措置通知日 平成14年3月28日）

閲覧または貸出用の映画フィルムおよびビデオテープについては、備品貸出目録整理簿を作成するとともに、レーザーディスクおよび双眼鏡については、その使用形態から備品シールの貼付が困難なため、出納室の指導により備品シール整理簿を作成し、それぞれ平成14年3月28日から備品として管理することとした。

（市民文化センター）

### 2 備品として受入れすべきもの

#### (1) 改善を要する事項

平和記念室の展示物、収蔵品、図書およびビデオテープは、備品現在高報告書に記載していないので、原因発生の都度、直ちに受入れ処理されたい。

#### (2) 措置された内容（措置通知日 平成14年3月28日）

平和記念室の物品等のうち、固定している展示物については施設と一体として管理するとともに、移動可能な物品として図書（閲覧または貸出用）、ビデオテープ（閲覧または貸出用）、歴史資料（パネル、その他収蔵品）については、毎年度末に数量を入力する数量管理することとし、平成14年3月28日に備品として登録を完了した。

（市民文化センター）

### 3 見積徴取に伴う仕様書の作成を適正に行うべきもの

#### (1) 改善を要する事項

先進地視察バス借上げの見積説明の際に、業者に対し行程表だけを提

示し，参加人数，添乗員の有無・人数，保険内容等を口頭で説明しているが，契約規則に基づき仕様書を作成した上で見積説明されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成14年3月29日）

平成13年度高松市農業委員会先進地視察研修に伴うバス借上げの見積説明の際，業者に対して，行程表にあわせて，参加人数，バスの仕様，通行料，駐車料および乗務員経費等の見積内容を記載した仕様書を提示して，実施した。

（農業委員会事務局）

4 駐車場使用料収入等の按分の算定方法を契約書に明記すべきもの

(1) 改善を要する事項

駐車場使用料収入については，高松市および瓦町地下駐車場株式会社がそれぞれ按分収入する額の算定方法を契約書の中に明記されたい。

また，維持管理費について，それぞれが負担する額の算定方法についても同様である。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成14年4月12日）

駐車場使用料および維持管理費の按分の算定方法については，平成13年度「高松市立瓦町駅地下駐車場の管理等の委託に関する契約書」の第9条第2項に明記し，契約書の改正を行った。

（都市再開発課）

5 食肉センター管理運営業務委託契約に係る再委託業務の別途協議内容を明らかにすべきもの

(1) 改善を要する事項

同委託契約書第12条（再委託等の禁止）は，管理運営業務を再委託することができないこととし，例外的に同業務を再委託する場合は，高松市と高松食肉事業協同組合が別途協議して再委託業務内容を定めるものと規定している。実際には，同組合は保守管理運営業務を第三者に再委託しているが，再委託事業名等を別途協議の上定めた書類がないので，別途協議の上必要な書類を作成されたい。

(2) 措置された内容 (措置通知日 平成14年5月23日)

再委託業務については、「再委託業務届出書」の様式を定め、高松食肉事業協同組合から平成14年4月1日付けで、同届出を受けた。

(農林水産課)

6 食肉センター管理運営業務委託契約に係る報告書を高松食肉事業協同組合から提出させるべきもの

(1) 改善を要する事項

同委託契約書の業務委託仕様書第7項は、高松市が委託業務実施状況等の報告書様式を定め、同報告書の様式に基づき、高松食肉事業協同組合から当該各種報告書を高松市に提出させるものと規定しているが、高松市は同報告書の様式を定めておらず、また、報告書を提出させていないので、契約内容を適正に履行されたい。

(2) 措置された内容 (措置通知日 平成14年5月23日)

委託業務実施状況等の報告書については、「再委託業務届出書」、「施設等維持補修報告書」、「収支精算書」委託業務実績及び決算報告書」の様式を定め、平成14年3月31日付けで、高松食肉事業協同組合から平成13年度の上記届出書等を提出させた。

(農林水産課)

7 高松市と畜解体業務運営補助金に係る収支決算書の様式を改めるべきもの

(1) 改善を要する事項

補助事業者である食肉事業協同組合から提出された収支決算書に再委託された法人からの収支決算書が添付されており、当該再委託事業者の収支決算書を見なければ同組合の収支内容が判明しない収支決算書の様式になっているので、補助事業者からの報告のみで収支内容が明らかになるように収支決算書の様式を改められたい。

(2) 措置された内容 (措置通知日 平成14年5月23日)

収支決算書の様式については、補助事業者からの報告のみで収支内容



が判明するよう改善し、平成14年3月31日付けで、補助事業者から平成13年度収支決算書の報告を受けた。

(農林水産課)

8 高松市と畜解体業務運営補助金に係る報告書を高松食肉事業協同組合から提出させるべきもの

(1) 改善を要する事項

同補助金交付要綱第4条第2項で、補助事業者は実績報告を高松市に提出するときに、業務実績、決算報告書および人件費内訳書を併せて提出すると規定しているが、実績報告しか提出されていないので、要綱の規定を適正に履行するよう、高松食肉事業協同組合を指導されたい。

(2) 措置された内容 (措置通知日 平成14年5月23日)

平成13年度の業務実績、決算報告書および人件費内訳書については平成14年3月31日付けで、高松食肉事業協同組合から提出させた。

(農林水産課)